平成２５年（フ）第１３号
鹿児島県曽於郡大崎町野方6335番地、前住所滋賀県東近江市東沖野１丁目７番48号
債務者　永野　正昭
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３号
青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地1827カメモトハイツ106、前住所青森県八戸市大字大久保字サクロツ２番地22
債務者　番沢　秀良
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
青森県八戸市湊高台５－６－２　レオパレスコスモB106、住民票上の住所福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉583番地
債務者　中越　　努
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字平16番地233
債務者　澤尻　勝美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
青森県八戸市長者１丁目９番32号　コーポサザンＡ―103、前住所青森県八戸市長者３丁目９番53号　ゴールデンビーチＢ―101
債務者　細田　貴裕
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘16棟304号
債務者　徳増　　浩
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６９７号
大阪府門真市大字北島683番地の１　クレールコートＥ－２号
債務者　鈴木　俊一
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６号
大阪市東淀川区菅原２丁目３番４－６号
債務者　村上　知子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５４号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目16番６号
債務者　來原　利明
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４２号
大阪市西区北堀江３丁目12番33号　501
債務者　寺本　裕子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２５号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目１番46号
債務者　岡本　捷惠
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４０号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番11号　ウエストポイント711
債務者　田中　卓男
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７７号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号、前住所兵庫県芦屋市宮塚町15番５―303号
債務者　白澤　昭彦
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８１号
大阪市都島区都島中通３丁目１番14号
債務者　小山　信廣
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８６号
大阪市西区千代崎２丁目４番11―203号、住民票上の住所大阪市大正区千島３丁目９番５―406号
債務者　小田　和秀
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部